

玄海原子力発電所 1号炉審査資料	
資料番号	本文四、五、添六-2 改1
提出年月日	令和元年11月1日

玄海原子力発電所 1号炉

廃止措置対象施設、解体対象施設、 維持管理対象設備の 選定結果について

□ : 第2回ヒアリング提出資料からの変更箇所

令和元年11月
九州電力株式会社

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備の選定結果について(1/4)

施設区分 (設置許可本文)	設置等の区分 (設置許可本文)	解体対象施設		廃止措置対象施設		内 記		内 記		内 記		解体対象施設から除く施設		備考
		○：解体対象施設	×：解体対象施設から除く施設	○：解体対象施設	×：解体対象施設から除く施設	○：解体対象施設	×：解体対象施設から除く施設	○：解体対象施設	×：解体対象施設から除く施設	○：解体対象施設	×：解体対象施設から除く施設	○：解体対象施設	×：解体対象施設から除く施設	
1 原子炉施設の一般構造	その他的主要な構造			原子炉補助建屋		設備利用元								
2 炉心	炉心			炉心支持構造物		設備許可本文								
3 燃料棒	燃料棒			燃料集合体		設備許可本文								
4 原子炉本体	原子炉本体			原子炉容器		設備許可本文								
5 放射線遮へい体	放射線遮へい体			原子炉容器周囲のコンクリート壁		設備許可本文								
6 原子炉格納容器外側のコンクリート壁				原子炉格納容器外側のコンクリート壁		設備許可本文								
7 燃料取扱装置				燃料取扱装置		設備許可添付八								
8 核燃料物質取扱設備				燃料移送装置		設備許可添付八								
9 核燃料物質取扱設備				燃料移送装置		設備許可添付八								
10 使用済燃料貯蔵設備				除染装置		設備許可添付八								
11 核燃料物質取扱設備				新燃料貯蔵設備		設備許可添付八								
12 核燃料物質取扱設備				使用済燃料貯蔵設備		設備許可添付八								
13 核燃料物質取扱設備				使用済燃料貯蔵設備		設備許可添付八								
14 核燃料物質取扱設備				蒸気発生器		設備許可添付八								
15 核燃料物質取扱設備				1次冷却材ポンプ		設備許可添付八								
16 除染装置				1次冷却材管		設備許可添付八								
17 除染装置				加圧器		設備許可添付八								
18 新燃料貯蔵設備				ターピン		設備許可添付八								
19 新燃料貯蔵設備				高圧注入系		設備許可添付八								
20 非常用冷却設備				低圧注入系		設備許可添付八								
21 非常用冷却設備				蓄圧注入系		設備許可添付八								
22 非常用冷却設備				化学供給制御設備		設備許可添付八								
23 非常用冷却設備				余熱除去設備		設備許可添付八								
24 非常用冷却設備				ターピン・ハイパス設備		設備許可添付八								
25 非常用冷却設備				主蒸気安全弁及び大気放出弁		設備許可添付八								
26 その他的主要な事項														
27 その他的主要な事項														
28 その他的主要な事項														
29 その他的主要な事項														
30 その他的主要な事項														
31 その他的主要な事項														
32 その他的主要な事項														
33 その他的主要な事項														
34 その他的主要な事項														
35 その他的主要な事項														
36 その他的主要な事項														
37 その他的主要な事項														
38 その他的主要な事項														
39 その他的主要な事項														
40 その他的主要な事項														

設置許可本文記載の設備ではないが、廃止措置計画審査基準の主要事項にに基づき維持管理対象設備として判断する設備

※1：海上供給計画審査基準、新燃料及び使用済燃料貯蔵設備を「その他の安全確保上必要な設備、照査明設置」、補機や機械装置を「運営するよう当該核燃料物質貯蔵設備及び核燃料物質取扱設備を維持管理すること。」に基づき追加

※2：海上供給計画審査基準、その他の安全確保上必要な設備、照査明設置、「運営するよう維持管理すること。」に基づき追加

※3：海上供給計画審査基準、核燃料の貯蔵、処理に必要な場合、放射線測定器、放射線測定器の修理に伴う可能の発生する可能性のある区域で原子炉外への放出の防止のため必要な場合には、換気設備を適切に維持

※4：海上供給計画審査基準「放射線障害防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。」に基づき追加

玄海原子力発電所 1号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設

維持管理対象設備の選定結果について(2/4)

機器区分 (設置許可本文)	試験等の区分 (設置許可本文)	設置許可本文記載設備		廃止措置対象施設		解体対象施設		内 記		内 記		内 記		内 記		備考
		○ : 解体対象施設	× : 解体対象施設から除外する施設	○ : 機器を操作する場合	△ : 機器を操作しない場合	○ : 機器を操作する場合	△ : 2号機操作室で運用する場合	○ : 機器を操作する場合	△ : 3号機操作室で運用する場合	○ : 機器を操作する場合	△ : 2号機操作室で運用する場合	○ : 機器を操作する場合	△ : 3号機操作室で運用する場合	○ : 機器を操作する場合	△ : 2号機操作室で運用する場合	
41	計装	核計表	核計表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42		その他の主要な計装	その他の主要な計装	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	安全保護回路	原子炉停止回路	原子炉停止回路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44	計測制御系統施設	その他の主要な保護回路	その他の主要な保護回路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
45	制御設備	制御材	制御材	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
46		制御材駆動設備	制御材駆動設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	その他の主要な導管	1次冷却材温度制御設備	1次冷却材温度制御設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48		加圧器制御設備	加圧器制御設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	気体廃棄物の廃棄設備	ガス圧縮装置	ガス圧縮装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50		ガス減衰タンク	ガス減衰タンク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	原子炉補助廃棄物排気筒	原子炉補助廃棄物排気筒	原子炉補助廃棄物排気筒	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52		ほう酸回収系	ほう酸回収系	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
53	液体廃棄物の廃棄設備			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
54		冷却材ドレンタンク	冷却材ドレンタンク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
55	55	補助建屋冷却材ドレンタンク	補助建屋冷却材ドレンタンク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
56		補助建屋サンプルタンク	補助建屋サンプルタンク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
57	57	格納容器サンプルタンク	格納容器サンプルタンク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
58		薬品ドレンタンク	薬品ドレンタンク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
59	60	洗浄排水タンク	洗浄排水タンク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
61	61	液体廃棄物の廃棄設備		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
62		脱塩塔(海水蒸留水脱塩塔)	脱塩塔(海水蒸留水脱塩塔)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
63	63	海水蒸留水タンク	海水蒸留水タンク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
64		復水器冷却水放水口	復水器冷却水放水口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
65	65	濃縮液ハッチャンク	濃縮液ハッチャンク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
66		A薬品ドレンタンク	A薬品ドレンタンク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
67	67	洗浄排水タンク	洗浄排水タンク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
68		洗浄排水処理装置	洗浄排水処理装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
69	69	洗浄排水処理系	洗浄排水処理系	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70		法淨排水處理系	法淨排水處理系	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
71	71	洗浄排水移動容器	洗浄排水移動容器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
72		復水器冷却水放水口	復水器冷却水放水口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
73	73	アスファルト固化装置	アスファルト固化装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
74		セメント固化装置	セメント固化装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
75	75	セメント固化装置	セメント固化装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
76		ペイラ	ペイラ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
77	77	固体废弃物設備	固体废弃物設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
78		燃焼式固体廃棄物燃焼容積処理設備	燃焼式固体廃棄物燃焼容積処理設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
79	79	固体廃棄物燃焼容積処理設備	固体廃棄物燃焼容積処理設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
80		液体廃棄物処理設備	液体廃棄物処理設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
81	81	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
82		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
83	83	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
84		使用済樹脂処理装置	使用済樹脂処理装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
85	85	固体廃棄物貯蔵庫	固体廃棄物貯蔵庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
86		蒸気発生器保管庫	蒸気発生器保管庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
87		—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1: 廃止措置計画審査基準、廃熱料及び使用済燃料を核燃料物質貯蔵設備及び核燃料物質貯蔵設備とすべき維持管理対象設備として計上する設備

※2: 廃止措置計画審査基準、その他の安全確保上必要な設備、廃熱料及び使用済燃料を維持管理することにに基づき追加

※3: 廃止措置計画審査基準、放射線被災者に対する避難行動規則等が必要な場合、放射線被災者に対する避難行動規則等が必要な場合に、適切な機器が確保されるよう維持管理することにに基づき追加

※4: 廃止措置計画審査基準、放射線障害防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持管理することにに基づき追加

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備の選定結果について(3/4)

施設区分 (設置許可本文)		設置等の区分 (設置許可本文)		該当する本件記載設備		廃止措置対象施設		解体対象施設		○：解体対象施設 ×：解体対象施設から除外する施設		維持管理対象設備	
		内 記	内 記	内 記	内 記	内 記	内 記	内 記	内 記	内 記	内 記	備考	
88										1, 2	×	設備利用元	
89										1	○	○：機器運転前不必要設備 △：2台用機器運転する設備 -：3台用機器運転する設備	
90										1	○	○：機器運転前不必要設備 △：2台用機器運転する設備 -：3台用機器運転する設備	
91										1, 2	×	○：機器運転前不必要設備 △：2台用機器運転する設備 -：3台用機器運転する設備	
92										1	×	○：機器運転前不必要設備 △：2台用機器運転する設備 -：3台用機器運転する設備	
93										1, 2	×	○：機器運転前不必要設備 △：2台用機器運転する設備 -：3台用機器運転する設備	
94										1	×	○：機器運転前不必要設備 △：2台用機器運転する設備 -：3台用機器運転する設備	
95										1	×	○：機器運転前不必要設備 △：2台用機器運転する設備 -：3台用機器運転する設備	
96										1	×	○：機器運転前不必要設備 △：2台用機器運転する設備 -：3台用機器運転する設備	
97										1, 2	△	○：機器運転前不必要設備 △：2台用機器運転する設備 -：3台用機器運転する設備	
98										1, 2	△	○：機器運転前不必要設備 △：2台用機器運転する設備 -：3台用機器運転する設備	
99										1, 2	△	○：機器運転前不必要設備 △：2台用機器運転する設備 -：3台用機器運転する設備	
100										1	×	○：機器運転前不必要設備 △：2台用機器運転する設備 -：3台用機器運転する設備	
101										1	×	○：機器運転前不必要設備 △：2台用機器運転する設備 -：3台用機器運転する設備	
102										1	×	○：機器運転前不必要設備 △：2台用機器運転する設備 -：3台用機器運転する設備	
103										1	×	○：機器運転前不必要設備 △：2台用機器運転する設備 -：3台用機器運転する設備	
104										1	×	○：機器運転前不必要設備 △：2台用機器運転する設備 -：3台用機器運転する設備	
105										1	×	○：機器運転前不必要設備 △：2台用機器運転する設備 -：3台用機器運転する設備	
106										1	○	○：機器運転前不必要設備 △：2台用機器運転する設備 -：3台用機器運転する設備	
107										1	×	○：機器運転前不必要設備 △：2台用機器運転する設備 -：3台用機器運転する設備	
108										1, 2	△	○：機器運転前不必要設備 △：2台用機器運転する設備 -：3台用機器運転する設備	
109										1, 2	△	○：機器運転前不必要設備 △：2台用機器運転する設備 -：3台用機器運転する設備	
110										1, 2	△	○：機器運転前不必要設備 △：2台用機器運転する設備 -：3台用機器運転する設備	
111										1, 2	△	○：機器運転前不必要設備 △：2台用機器運転する設備 -：3台用機器運転する設備	
112										1, 2	△	○：機器運転前不必要設備 △：2台用機器運転する設備 -：3台用機器運転する設備	
113										1, 2	○	放射線管理設備	
114										1, 2, 3, 4	×	-	
115										1	○	○：原子炉格納容器排気管ガスモニタ	
116										1	○	○：原子炉格納容器排気管ガスモニタ	
117										1, 2, 3, 4	×	-	
118										1, 2, 3, 4	×	-	
119										1, 2, 3, 4	×	-	
120										1, 2, 3, 4	×	-	

※1：廃止指定期間内に運転するよう当該燃料料貯蔵設備及び核燃料物質取扱設備を維持管理すること。」に基づき追加

※2：廃止指定期間内に運転するよう当該燃料料貯蔵設備及び核燃料物質取扱設備を維持管理すること。」に基づき追加

※3：廃止指定期間内に運転するよう当該燃料料貯蔵設備及び核燃料物質取扱設備を維持管理すること。」に基づき追加

※4：廃止指定期間内に運転するよう当該燃料料貯蔵設備及び核燃料物質取扱設備を維持管理すること。」に基づき追加

玄海原子力発電所 1 号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備の選定結果について (4/4)

施設区分 (設置許可本文)							設置等の区分 (設置許可本文)		設置許可本文記載設備		廃止措置対象施設		維持管理対象設備		
		内 訳		内 訳		内 訳		内 訳		内 訳		内 訳		内 訳	
121	構造	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	
122		原子炉絶縁空気再循環設備		原子炉格納容器空気再循環設備		原子炉格納容器空気再循環設備		原子炉格納容器空気再循環設備		原子炉格納容器空気再循環設備		原子炉格納容器空気再循環設備		原子炉格納容器空気再循環設備	
123		原子炉格納容器換気設備		原子炉格納容器換気設備		原子炉格納容器換気設備		原子炉格納容器換気設備		原子炉格納容器換気設備		原子炉格納容器換気設備		原子炉格納容器換気設備	
124		その他的主要な事項		アニュラス空気再循環設備		アニュラス空気再循環設備		アニュラス空気再循環設備		アニュラス空気再循環設備		アニュラス空気再循環設備		アニュラス空気再循環設備	
125	原子炉給排水設備	原子炉格納容器スプレイ設備		原子炉格納容器スプレイ設備		原子炉格納容器スプレイ設備		原子炉格納容器スプレイ設備		原子炉格納容器スプレイ設備		原子炉格納容器スプレイ設備		原子炉格納容器スプレイ設備	
126		その他の主要な事項		受電系統		受電系統		受電系統		受電系統		受電系統		受電系統	
127		原子炉補助建屋換気設備		ディーゼル発電機		ディーゼル発電機		ディーゼル発電機		ディーゼル発電機		ディーゼル発電機		ディーゼル発電機	
128		原子炉補助建屋換気設備		蓄電池		蓄電池		蓄電池		蓄電池		蓄電池		蓄電池	
129		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備	
130	その他原子炉の付属施設	非常用電源設備		受電系統		受電系統		受電系統		受電系統		受電系統		受電系統	
131		原子炉補助建屋換気設備		蓄電池		蓄電池		蓄電池		蓄電池		蓄電池		蓄電池	
132		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備	
133		原子炉補助建屋換気設備		蓄電池		蓄電池		蓄電池		蓄電池		蓄電池		蓄電池	
134		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備	
135		原子炉補助建屋換気設備		蓄電池		蓄電池		蓄電池		蓄電池		蓄電池		蓄電池	
136		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備	
137		原子炉補助建屋換気設備		蓄電池		蓄電池		蓄電池		蓄電池		蓄電池		蓄電池	
138		原子炉補助建屋換気設備		蓄電池		蓄電池		蓄電池		蓄電池		蓄電池		蓄電池	
139		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備	
140		原子炉補助建屋換気設備		蓄電池		蓄電池		蓄電池		蓄電池		蓄電池		蓄電池	
141		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備		原子炉補助建屋換気設備	
142		建物及び構築物		タービン建屋		タービン建屋		タービン建屋		タービン建屋		タービン建屋		タービン建屋	
143		建物及び構築物		—		—		—		—		—		—	
144		建物及び構築物		—		—		—		—		—		—	
145	その他主要な施設	建物及び構築物		—		—		—		—		—		—	
146		発電所補助施設		中央制御室換気設備		中央制御室換気設備		中央制御室換気設備		中央制御室換気設備		中央制御室換気設備		中央制御室換気設備	
147		発電所補助施設		放析管管理室換気ファン		放析管管理室換気ファン		放析管管理室換気ファン		放析管管理室換気ファン		放析管管理室換気ファン		放析管管理室換気ファン	
148		発電所補助施設		放析管管理室換気ユニット		放析管管理室換気ユニット		放析管管理室換気ユニット		放析管管理室換気ユニット		放析管管理室換気ユニット		放析管管理室換気ユニット	
149		発電所補助施設		放析管管理室換気ファン		放析管管理室換気ファン		放析管管理室換気ファン		放析管管理室換気ファン		放析管管理室換気ファン		放析管管理室換気ファン	
150		発電所補助施設		放析管管理室換気ユニット		放析管管理室換気ユニット		放析管管理室換気ユニット		放析管管理室換気ユニット		放析管管理室換気ユニット		放析管管理室換気ユニット	
151		発電所補助施設		放析管管理室換気ファン		放析管管理室換気ファン		放析管管理室換気ファン		放析管管理室換気ファン		放析管管理室換気ファン		放析管管理室換気ファン	
152		発電所補助施設		放析管管理室換気ユニット		放析管管理室換気ユニット		放析管管理室換気ユニット		放析管管理室換気ユニット		放析管管理室換気ユニット		放析管管理室換気ユニット	
153		発電所補助施設		放析管管理室換気ファン		放析管管理室換気ファン		放析管管理室換気ファン		放析管管理室換気ファン		放析管管理室換気ファン		放析管管理室換気ファン	
154		発電所補助施設		放析管管理室換気ユニット		放析管管理室換気ユニット		放析管管理室換気ユニット		放析管管理室換気ユニット		放析管管理室換気ユニット		放析管管理室換気ユニット	
155		消火設備		消火配管		消火配管		消火配管		消火配管		消火配管		消火配管	
156		消火設備		—		—		—		—		—		—	
157		照 明 設 備		非常用照明		非常用照明		非常用照明		非常用照明		非常用照明		非常用照明	

設置許可本文記載の設備ではないが、廃止措置計画審査基準の要求事項に基づき維持管理する設備として追加する設備

※1：廃止措置計画審査基準「その他の安全確保等による燃料移動設備、機械冷却設備等の運営に関する設備」

※2：廃止措置計画審査基準「その他の安全確保等による燃料移動設備、機械冷却設備等の運営に関する設備」

※3：廃止措置計画審査基準「核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、発射線治療施設等の搬入搬出設備を追加する場合」

※4：廃止措置計画審査基準「発射線治療施設等の搬入搬出設備を追加する場合」

本規格は、機器の構造、性能、試験方法等を規定するものである。規格の適用範囲は、主として、電気通信機器の製造者、販売者、輸入者、輸出者等が、機器の販売、輸出、輸入、輸送、貯蔵等に際して、機器の品質を確保するための基準に基づき、機器の設計、製造、検査、販売等に用いられるものとする。

※※※ 1：廃止措置計画審査基準「新燃料及び使用済燃料を核燃料物質貯蔵設備で保管する期間にあつては、所要の性能を

※2：廃止措置計画審査基準「その他の安全確保上必要な設備（照明設備、補機・冷却設備等）については、適切な機能能力

※3：廃止措置計画審査基準「核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、放射線業務従事者の被ばく」

（註）本圖之比例尺，系以每公尺為基準，而將各項之長度，均按此比例尺之標準，加以縮減。

※4：矯正音計画実験室による、放電騒音測定結果から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。

THE JOURNAL OF CLIMATE